

令和3年第9回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月3日（金）午後2時00分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

報告第1号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願いについて

報告第2号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出席委員 7名 ※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏

5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸

7番 星野 賢一

出席職員 事務局長 塩出 政弘 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和3年第9回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は7名で、過半数を超えていますので、総会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。それでは、会長よろしくお願いたします。

(会長) 皆さん、お疲れ様でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。8月初旬の長雨により、日照不足が心配され、不作の年になるのではと一部報道されておりましたが、最近では猛暑日が続く、稲に元気が出てきたように感じ、少し安心しております。開催が危ぶまれたパラリンピックも5日には終了いたしますが私たちに多くの感動を与えてくれました。

それに引き換え、一番面倒なのは新型コロナウイルスのデルタ株の感染拡大です。毎月、局長と2人で推進委員を交えての総会をいつ開催するかの相談をするのですが感染拡大で目処が立たないのが現状でございます。余談になりますが先日のテレビ放送でコロナウイルスに感染して180日間、寝たきりで入院生活を送った人が涙ながらに繰り返し語っていたことは、「健康になれば何でも出来る」でした。この時、コロナ感染の恐ろしさを痛感いたしました。その入院患者の人は感染前の身体になるまでに退院後、一年のリハビリが必要だという事でした。私たちが3密を避け、感染防止の基本を忠実に守り自己管理を行いたいと思いま

す。そして私たち農業委員は農業者の代表として農地利用の最適化を目指し、担い手の農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、新規参入者の促進に努め、これからの農業を守り、発展させることを考え行動していきたいと思います。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委員) 異議なし

(議長) ご異議がないようでありますので、4番小畑委員、5番齊藤委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましても、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、報告の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和3年第9回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましては、別府市農業委員会総会議案の1ページ目にごございますのでご覧いただきたいと思います。

第9回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。議案第1号が1件、報告が第2号まで

5件で合計6件あります。それでは、議長よろしくお願ひいたします。

(議長) それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」申請番号1を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案の2ページをご覧ください。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議についてでございます。番号1 貸付人別府市の方、借受人も別府市の方外2名です。区分、都市計画区域外農振地域農用地、申請の土地、大字内成、畑、現況荒地、115㎡です。施設の概要、給水施設設置用地として、給水施設 2基、9.62㎡。転用の時期、許可あり次第。申請理由、これまで別々の水源から生活用水等を供給していたが、今後高齢化が進み、維持管理を行うことが困難になることが想定される為、管理しやすい場所に新たにろ過装置等水環境をよくするための施設を設置し、生活用水や農業用水として使用するため。それでは、別紙の総会議案資料をご覧ください。1ページは申請書でございます。先ほど、議案を読み上げましたので、これについては割愛させていただきます。2ページは1ページに書ききれなかった借り受け人の情報です。3ページはこの給水施設設置についての大分県から別府市への補助金交付決定通知書で、4ページが別府市から大分県への補助金交付申請書です。この補助金交付申請書に添付されている事業計画書が5ページです。6ページが収支予算書です。予算額は11,025,300円。県の補助金が45%、市費が50%、地元負担金が5%となっています。7ページは転用許可申請に添付された事業計画書です。8ページは当該農地の位置図です。この件については、農地法の運用についての第2の1の(1)のアの(イ)のbに

該当します。説明は以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、担当地区の後藤委員の方から補足説明があればお願いいたします。

(後藤委員) 今はどこの地区でもやっています簡易水道の生活水の事業で、申請地の地目は畑になっていますけど、十数年、作ってない状況でございます。この水を利用する人たちは問題ないかと思えます。

(議 長) 只今、事務局及び後藤委員から説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(議 長) ご意見、ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号申請番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。
議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」の申請番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。
報告第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願いについて」何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(小畑委員) 取り下げ理由として補助事業の審査対象とならなかったためとなっていますが農地は誰の所有になるのですか

(事務局) 7月総会にて議案の決定にもありましたように補助金の交付決定がなければ許可しないとのことでありましたので、農地の所有については譲渡人のままであります。

(議 長) 他にご質問等もないようであります。続きまして、報告第2号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1について」何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号3について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14時30分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長 印

署名委員 4 番 委 員 印

署名委員 5 番 委 員 印